

○武蔵野大学における公的研究費の管理・監査に関する規程

(平成19年10月1日)

改正 平成21年 4月 1日 平成25年 4月 1日
平成26年12月 1日 平成27年 4月 1日
平成30年 3月 1日

(目的)

第1条 この規程は、武蔵野大学（以下「本学」という。）における公的研究費の管理・監査体制に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(公的研究費)

第2条 この規程において公的研究費とは、文部科学省等国の機関及びその所管する独立法人から交付される競争的研究資金及び公募型の研究資金等をいう。

(最高管理責任者)

第3条 本学の全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として、最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理ができるよう、適切なリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、統括管理責任者を置き、副学長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、本学の公的研究費の運営・管理に関する具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

3 統括管理責任者の業務に当たり、学部事務課長及び武蔵野学部事務室長がその遂行を助けるものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 学部等における公的研究費の運営・管理について、統括する実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、当該部局の研究科長、学部長、研究所長又はセンター長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、学部等における公的研究費の運営・管理に関する対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、コンプライアンス推進責任者の一部の役割を担わせ補佐させるため、コンプライアンス推進副責任者として学科長などを指名することができる。

4 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、学部等において公的研究費が適切に管理・執行されているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(職名の公開)

第6条 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者については、その職名を公開する。

(相談窓口)

第7条 公的研究費の事務処理手続き及び使用に関するルール等について、学内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、効率的な研究遂行を適切に支援する。

2 前項の相談窓口は学部事務課、武蔵野学部事務室とする。

(不正防止計画推進部署)

第8条 本学全体の公的研究費の不正防止計画を策定する目的で、不正防止計画推進部署を置く。

2 不正防止計画推進部署は、武蔵野大学研究活動規範委員会規程第3条第1項に定める武蔵野大学研究活動規範委員会が担当する。

3 不正防止計画推進部署は、監事、公認会計士、内部監査室長及び本規程第11条における内部監査チームと連携して業務を行うものとする。

(通報窓口)

第9条 公的研究費の不正に係る情報等の通報窓口を総務課とし、通報を受けた場合には総務課長は速やかに学長へ報告する。

(モニタリング機能の整備)

第10条 統括管理責任者は、コンプライアンス推進責任者の協力を得て、大学全体の視点からモニタリング機能について確認・検証する。

2 モニタリング機能の実効性を確保するため大学事務部門は、統括管理責任者の指示の下、研究者及びその関係者にヒヤリング等を実施する。

(内部監査)

第11条 公的研究費の適正な管理を行うため、内部監査チーム（以下「監査チーム」という。）を編成する。

2 監査チームは、総務部長、大学事務部長、総務課長、経理課長、管財課長、総合事務課長、学部事務課長、武蔵野学部事務室長、総務課員1名、経理課員1名、管財課員1名、総合事務課員1名、学部事務課員2名、武蔵野学部事務室員2名をもってチームを編成する。

3 監査チームは、本学の監事、公認会計士及び内部監査室長と連携し、内部監査を実施する。

4 監査チームは、監査結果について武蔵野大学研究活動規範委員会規程第4条第1項に定める武蔵野大学研究活動規範小委員会に報告するとともに、相互に連携をとるものとする。

5 公的研究費を使用する者は監査チームによる内部監査に協力するものとする。

(庶務)

第12条 この規程に関する庶務は学部事務課が行う。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、学内理事者会の議を経て学院長が行う。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（第4条、第5条、第7条、第8条、第9条、第11条、第12条改正、第13条追加）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（第2条改正、第4条第2項追加及び第3項改正、第5条第1項改正及び第2項、第3項、第4項追加、第6条改正、第10条第1項改正及び第2項追加）

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（第11条第2項及び第12条改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（第4条第3項及び第7条第2項改正）

この規程は、平成30年3月1日から施行する。